

すまい給付金

## 申請書記入にあたって

**申請者が取得した住宅が複数所有者の共有名義である場合、所有者ごとの申請が必要です。**

### 中古住宅 とは

本制度では、居住実績のある住宅または工事完了から1年超経過している住宅です。なお、給付の対象となるのは、宅地建物取引業免許を有する者が売主となる住宅です。

### 代理受領 とは

本制度では、住宅取得者に代わり販売事業者が給付金を受取ることです。これにより給付金を住宅代金の一部に充当することが可能になります。

- 住宅取得契約時に、事務局の指定する様式および内容の「すまい給付金代理受領特約」を結ぶ必要があります。
- 代理受領を行う場合、代理受領者は申請者(=住宅取得者)に代わって申請手続きを行なう必要があります。

### 記入上の注意

- ① ① から ⑥ の必須項目をもれなく記入してください。
- ② ⑥ 「給付金の振込口座登録に関する情報」は、初回の給付金代理受領申請時に登録が行われます。
  - 初めて申請を行う場合、登録用の電話番号(事業者特定用)、口座情報を記入してください。
  - 過去に申請を行っている場合、初回申請時に登録した電話番号(事業者特定用)のみを記入してください。  
※ 初回申請時に登録した電話番号が分からず、または別の口座を指定したい場合は、口座情報を含めて記入してください。
- ③ 必ず黒ボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ④ 該当する項目の  にチェックしてください。
- ⑤ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受付けできません。)
- ⑥ 書類名 のマークがある項目について、マークが指定する確認書類との内容の一致を確認してください。

#### マークの 説明

登記	建物の登記事項証明書	税証明	個人住民税の課税証明書	代特約	すまい給付金代理受領特約	法人登記	法人・商業登記の登記事項証明書
住民票	住民票の写し	契約書	不動産売買契約書	引渡証	住宅の引渡証		

### 申請上の注意

- ◆ 申請者及び代理受領者が申請書に記名・押印し事務局に提出することにより、別紙の〈同意事項(代理受領用)〉に同意したこととなります。
- ◆ 申請期限は、住宅の引渡しを行ってから1年以内<sup>(※)</sup>です。<sup>(※)</sup>当面の間、1年3ヶ月に延長しています。
- ◆ 申請書類はコピーを2部とり、代理受領者・申請者それぞれが大切に保管してください。
- ◆ 代理受領の申請は郵送では行なうことができません。すまい給付金申請窓口で申請してください。
- ◆ 申請書類は原則 A4 サイズとし、コピーの場合は文字がはっきり読みとれるものを提出してください。
- ◆ 必要な申請書類がすべて揃っていない場合、申請は受付けできません。

すまい給付金  
事務局

ナビダイヤル 0570-064-186 (通話料がかかります)  
※一部のIP電話からは 045-330-1904 (通話料がかかります)  
9:00～17:00(土・日・祝含む)  
ホームページ <http://sumai-kyufu.jp>

受付日	平成 年 月 日	連絡先	- -
法人コード	申請窓口コード	担当者コード	受付番号
8 8 8 8 8 8 8 K	8 8 8 8 8 8 8	8 8 8 8 8 8 8	8 8 8 8 8 8 8

すまい給付金

中古

代理受領  
現金取得

## 給付金代理受領申請書

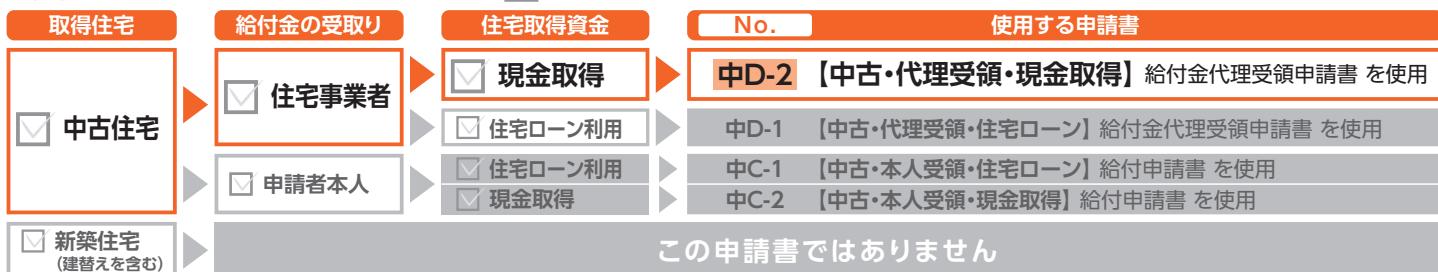
[No. 中D-2]

申請者が取得した住宅が複数所有者の共有名義である場合、所有者ごとの申請が必要です。

本申請書の記載内容、別紙の「同意事項(代理受領用)」を確認・同意の上、すまい給付金代理受領特約に基づき申請者の給付金について申請を行います。

申請者 (住宅取得者)	代理受領者
----------------	-------

使用する申請書が正しいか確認し、☑にチェックしてください。



申請に必要な書類が揃っているか確認し、左の☑にチェックしてください。

すべて提出してください	マーク	窓口確認
<input checked="" type="checkbox"/> 原本 給付金代理受領申請書 [No.中D-2]		
<input checked="" type="checkbox"/> 原本 中古住宅販売証明書		
<input checked="" type="checkbox"/> 原本 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本 *発行日から3ヶ月以内のもの	登記	
<input checked="" type="checkbox"/> 原本 申請者の住民票の写し *個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの	住民票	
<input checked="" type="checkbox"/> 原本 申請者の個人住民税の課税証明書(非課税証明書) *発行する市区町村により名称が異なります ◆取得する住宅が所在する市区町村ではなく、前住宅が所在する市区町村から発行を受けてください。 ◆提出する課税証明書の年度は【3 / 4枚目】の「給付申請額に関する情報」を参照してください。	税証明	
<input checked="" type="checkbox"/> コピー 不動産売買契約書 *約款部分も添付すること	契約書	
<input checked="" type="checkbox"/> コピー すまい給付金代理受領特約	代特約	
<input checked="" type="checkbox"/> コピー 住宅の引渡証	引渡証	
必ず1つ選択し、提出してください		
<input checked="" type="checkbox"/> コピー 既存住宅売買瑕疵保険の保険証券(付保証明書でも可) (既存住宅売買瑕疵保険に加入している場合)		
<input checked="" type="checkbox"/> コピー 既存住宅性能評価書 (既存住宅性能表示制度(耐震等級が等級1以上のものに限る)を利用している場合)		
<input checked="" type="checkbox"/> コピー 住宅瑕疵担保責任保険の保険証券(付保証明書(転得者証明書を含む)でも可) (住宅瑕疵担保責任保険に加入している場合)		
<input checked="" type="checkbox"/> コピー 建設住宅性能評価書 (建設住宅性能表示制度を利用している場合)		
初めて代理受領の申請を行う等、口座情報の登録が必要な場合、すべて提出してください		
<input checked="" type="checkbox"/> コピー 代理受領者の法人・商業登記における登記事項証明書 *現在事項が確認でき、発行日から3ヶ月以内のもの	法人登	
<input checked="" type="checkbox"/> コピー 代理受領者の給付金受取口座を確認できる書類(通帳等)		

\* 線の書類は、事務局指定の書類を使用してください。すまい給付金のホームページからダウンロードできます。  
(住宅の引渡証は自社で使用している任意の書類でもかまいません。)

事務局使用欄(申請者は記入不要)

中D-2

! 申請書類はコピーを2部とり、代理受領者・申請者それぞれが  
大切に保管してください。

平成28年12月版

2枚目に  
つづきます  
▼

## 1 代理受領に関する情報

本申請書の記載内容、別紙の「**同意事項(代理受領用)**」を確認・同意の上、  
すまい給付金代理受領特約に基づき申請者の給付金について申請を行います。

記入日	平成 年 月 日			印
代理受領者 <small>不動産売買契約書の 売主を記入</small> <small>契約書 代特約 法人登 の内容と一致</small>	フリガナ 事業者名(個人事業主を含む)			
手続代行担当者 <small>本申請についての問い合わせに 対応できる担当者を記入 どちらか必ず記入</small> <small>省略せず記入</small>	支店名	代表者		
	担当者名	FAX	-	-
	担当者 連絡先	固定電話	-	携帯電話
	フリガナ	都道府県	市郡区	
	フリガナ			
	フリガナ			
	建物名	部屋番号		

## 2 住宅取得者に関する情報

申請者が取得した住宅が複数所有者の共有名義である場合、  
所有者ごとの申請が必要です。

本申請書の記載内容、別紙の「**同意事項(代理受領用)**」を確認・同意の上、  
すまい給付金代理受領特約に基づき代理受領者に給付金の受取りおよび申請手続を委託します。

申請者氏名 <small>必ず記入 住民票 税証明 代特約 契約書 の内容と一致</small>	フリガナ 氏名			印
取得住宅の住所 <small>(申請者の新住所) 事務局からの郵送物は 本欄記載の住所に送付されます。</small> <small>省略せず記入</small>	フリガナ 〒 -	都道府県	市郡区	
	フリガナ			
	フリガナ			
	建物名	部屋番号		
電話番号(いずれか必須) 日中に連絡がとりやすい 番号を記入	自宅	- -	携帯	- -
生年月日 <small>住民票 の内容と一致</small>	明治 大正 昭和	年 月 日		
住宅取得時の年齢	<input checked="" type="checkbox"/> 50歳以上*である *住宅の引渡しを受けた年の12月31日時点の実年齢			

申請者が取得住宅に入居後、さらに転居した場合、申請者の現住所を記入(郵送物の送り先となります)

〒 -	都道府県	市郡区
	建物名	部屋番号

事務局使用欄(申請者は記入不要)

中D-2

マークの説明					
登記	建物の登記事項証明書	税証明	個人住民税の課税証明書	代特約	すまい給付金代理受領特約
住民票	住民票の写し	契約書	不動産売買契約書	引渡証	法人・商業登記の登記事項証明書

### 3 住宅取得に関する情報

不動産売買契約の契約日 契約書 の内容と一致	平成 年 月 日	引渡日 引渡証 の内容と一致	平成 年 月 日
入居日	平成 年 月 日	住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等
床面積 登記 の内容と一致	登記の表題部に記載されている床面積の合計 (マンション等共同住宅は専有部の床面積)	左記面積が、店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合のみ記入 ②を記入した場合、③も確認しチェックしてください。	
	Ⓐ 合計 <input type="text"/> . <input type="text"/> m <sup>2</sup>	Ⓑ 住宅部分: <input type="text"/> . <input type="text"/> m <sup>2</sup> Ⓒ <input checked="" type="checkbox"/> Ⓑ/Ⓐが1/2以上である	

### 4 給付要件への適合 下記から証明内容を1つ選び、指定する書類を添付してください。

中古住宅の給付要件  ①②を選んだ場合、①も確認しチェックしてください。  Ⓐ <input checked="" type="checkbox"/> 新築後 10年以内の住宅である	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅売買瑕疵保険に加入 ※ 耐震等級が等級1以上のものに限ります。	「既存住宅売買瑕疵保険の保険証券(付保証明書でも可)」のコピーを添付
	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅性能表示制度を利用 ※ 耐震等級が等級1以上のものに限ります。	「既存住宅性能評価書」のコピーを添付
	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅瑕疵担保責任保険に加入 ※ 新築後10年以内のものに限ります。	「住宅瑕疵担保責任保険の保険証券(付保証明書(転得者証明書を含む)でも可)」のコピーを添付
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設住宅性能表示制度を利用 ※ 新築後10年以内のものに限ります。	「建設住宅性能評価書」のコピーを添付

### 5 給付申請額に関する情報

◆ 課税証明書の年度について 申請に必要な課税証明書(非課税証明書)は、不動産売買契約を締結した時期により、年度を下表のとおり定めています。

(契約時期と課税証明書の年度)

不動産売買契約の 契約年月	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	
	2~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月
課税証明書の年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度

#### 都道府県民税の所得割額

税証明 の内容と一致	平成 <input type="text"/>	年度の 課税証明書 における都道府県民税の所得割額 <input type="text"/> 十万 万 千 百 十 一 円
住宅取得時の適用消費税率 契約書 の内容と一致 (記載がある場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 8% <input checked="" type="checkbox"/> 10%	該当する場合、下記にチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 発行を神奈川県の市町村から受けた <input checked="" type="checkbox"/> 災害等により都道府県民税の所得割額の減免を受けた

#### 都道府県民税の所得割額に応じた給付申請額

8%	示 都道府県民税の所得割額 6.89万円以下 神奈川県の場合 <sup>注</sup> (6.93万円以下)	給付基礎額 <input checked="" type="checkbox"/> 30万円	持分割合* 代特約 の内容と一致  全部 を所有 一部 を所有	給付申請額 代特約 の内容と一致  十万 万 千 ,000円
	6.89万円超 8.39万円以下 神奈川県の場合 <sup>注</sup> (6.93万円超 8.44万円以下)	<input checked="" type="checkbox"/> 20万円		
	8.39万円超 9.38万円以下 神奈川県の場合 <sup>注</sup> (8.44万円超 9.43万円以下)	<input checked="" type="checkbox"/> 10万円		
10%	示 都道府県民税の所得割額 7.60万円以下 神奈川県の場合 <sup>注</sup> (7.64万円以下)	<input checked="" type="checkbox"/> 50万円	※ マンション等共同住宅は、専有部における持分です。	
	7.60万円超 9.79万円以下 神奈川県の場合 <sup>注</sup> (7.64万円超 9.85万円以下)	<input checked="" type="checkbox"/> 40万円		
	9.79万円超 11.90万円以下 神奈川県の場合 <sup>注</sup> (9.85万円超 11.97万円以下)	<input checked="" type="checkbox"/> 30万円		
	11.90万円超 13.30万円以下 神奈川県の場合 <sup>注</sup> (11.97万円超 13.38万円以下)	<input checked="" type="checkbox"/> 20万円		

②( )内は課税証明書の発行を神奈川県の市町村から受けた場合の県民税の所得割額です。神奈川県は県民税の税率が他の都道府県と異なるために設定するものですが、対象としている収入額は他の都道府県と同じです。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

中D-2

マークの説明					
登記 建物の登記事項証明書	税証明 個人住民税の課税証明書	代特約 すまい給付金	代理人受領特約 法人登記の登記事項証明書		
住民票 住民票の写し	契約書 不動産売買契約書	引渡証 住宅の引渡証			

## 6 給付金の振込口座登録に関する情報

### ① 代理受領者を登録・特定するための電話番号を記入してください。

- 複数の代理受領を行う事業者は、過去の申請において登録した振込口座を指定することができます。
- すでに登録されている口座以外を指定する場合は、振込口座を改めて登録してください。  
(同一の電話番号で複数の口座情報を登録することはできません。)
- すでに登録された口座であっても、口座名義人など一部でも口座情報に変更がある場合は、振込口座を改めて登録してください。

\*ハイフンや記号を使わずに数字のみ、市外局番から左詰めで記入してください。

電話番号 (事業者特定用)								
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

記入された電話番号は、今後代理受領申請の受付けの際に、給付金の振込口座を特定するために使用します。

### ② これまでの代理受領実績について確認してください。

これまでの代理受領実績	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	→ 下記の記入は不要です。
-------------	--	--	---------------

下記をすべて記入してください。

給付金の受領に関する経理担当者		「代理受領振込みのお知らせ」は下記に記入いただいた担当者様へ送付いたします。	
事業者名	担当者		
所在地	電話番号		
	FAX番号		

代理受領者名義の振込口座				◆ 給付金の振込口座は、代理受領者の法人名義の口座のみ指定することができます。	
金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード(数字4桁)				金融機関名
	支店コード(数字3桁)				支店名
	預金種別(該当のものに○印をつけてください)			口座番号(右詰めでご記入ください)	
	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> その他( )		
	口座名義人(カナ表記)				
	記号(6桁目がある場合は※部分に記入してください。)		番号(右詰めで記入してください。)		
	0		1		
	口座名義人(カナ表記)				

◆ 口座情報は正しく記入してください。記入を間違えると、入金できないことがあります。

#### 「口座名義人」欄の記入方法について

- カタカナで記入してください。②濁点・半濁点は1文字として扱います。
- 口座名義が枠内(30文字)を超える場合は名義名称の冒頭から30文字までを記入してください。

口座名義人(カナ表記)の記入上の注意	(通帳等に記載されているカタカナを記入してください。)
●【株式会社 住宅販売】と記入する場合	
①濁点・半濁点は1文字として記入してください。 カブ <sup>△</sup> シキカ <sup>△</sup> イシヤ <sup>△</sup> シユウタクハ <sup>△</sup> ンハイ <sup>△</sup> ②小文字は大文字に直して記入してください。 ③スペース(空白)・音引を正しく記入してください。	
<small>※省略文字が使われている場合は、 株式会社 → カ) 有限会社 → ュ) 記載されているとおりに記入してください。合名会社 → メ) 合資会社 → シ) 財団法人 → サイ) 社団法人 → シヤ)</small>	

指定した振込口座情報が確認できる通帳等の  
コピーを添付してください。

普通預金	
カブシキガイシャ ジュウタクバンハイサマ	
店番	口座番号
00△	999999△
△△銀行	千代田支店

◆ 申請書類はコピーを2部とり、代理受領者・申請者それぞれが大切に保管してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

中D-2

すまい給付金  
事務局

電話  
9:00~17:00  
(土・日・祝含む)

ホームページ

ナビダイヤル **0570-064-186** (通話料がかかります)

一部のIP電話からは **045-330-1904** (通話料がかかります)

※ お電話される際は、番号のかけ間違いのないように十分にご注意ください。

## すまい給付金

## &lt;同意事項(代理受領用)&gt;

※必ずお読みください。

## 1. 給付制度と給付金の交付

すまい給付金は、「すまい給付金による住宅市場安定化対策事業実施要領」(平成26年2月7日国住生第577号、以下「実施要領」という。)に規定する要件(以下「給付要件」という。)を満たす住宅取得に対し、給付金の交付を行うものです。

すまい給付金の交付を受けるためには、「すまい給付金による住宅市場安定化対策費補助金交付要綱」(平成26年2月7日国住生第576号)に基づき国からの補助金の交付を受ける者(以下「基金管理団体」という。)からの委託を受ける者(以下「事務局」という。)に対し、事務局所定の給付金代理受領申請書(以下「申請書」という。)及び所定の確認書類(以下、申請書とあわせて「申請書類」という。)を提出しなければいけません。

国、基金管理団体及び事務局(以下「事務局等」という。)は、提出された申請書類により、給付要件を満たすことを確認した場合に給付金を交付します。

## 2. 申請者の定義

本同意事項における申請者とは、事務局へ提出された申請書において申請者として記載された者をいいます。

## 3. 代理受領の定義

本同意事項における代理受領とは、申請者がすまい給付金の対象となる住宅(以下「申請対象住宅」という。)の取得に係る建設工事請負契約または不動産売買契約とあわせて、事務局指定の様式を用いた「すまい給付金代理受領特約」(以下、「代理受領特約」という。)を申請者及び申請対象住宅の請負人または売主(以下「代理受領者」という。)の双方の合意の下で締結し、これに基づき、申請対象住宅の代金の全部または一部に充当することを目的として、すまい給付金の受領等を代理受領者に委託することをいいます。

## 4. 代理受領の解除

申請者及び代理受領者は、代理受領特約を締結後に、給付要件を満たさなくなった場合、代理受領者に交付される予定の給付金額が変更となった場合、その他代理受領特約により定めた事項が変更となる場合は、当該代理受領特約を解除しなければいけません。

## 5. 代理受領解除の方法

代理受領特約を解除する場合は、申請者及び代理受領者は事務局指定の様式を用いた「代理受領特約解除合意書」(以下「特約解除合意書」という。)を締結しなければいけません。

既に代理受領申請を行っている場合において、代理受領特約を解除した場合は、代理受領者は速やかに事務局にその旨を通知し、当該代理受領申請の取り下げを行わなければいけません。

申請者又は代理受領者により、特約解除合意書が事務局に提出された場合、当該代理受領に係る申請は無効となります。

## 6. 重複申請の禁止

申請者は、実施要領に定めるすまい給付金の実施期間中の住宅取得について、1回に限り、すまい給付金の申請(代理受領申請及び「住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業実施要領」(平成26年2月7日復本第188号)に基づき実施される住まいの復興給付金(以下「住まいの復興給付金」という。)の申請を含む。ただし、すまい給付金及び住まいの復興給付金の交付を受けない場合を除く。)を行い、給付金の交付を受けることができます。

また、申請者は、代理受領者を通じて代理受領の申請をした場合、当該代理受領特約を解除以前に自身が直接すまい給付金を受領するための申請を行うことはできません。事務局は、申請者のすまい給付金について、申請者と代理受領者が同時に申請を行っていることを確認した場合、当該申請に係る代理受領特約及び特約解除合意書によって、給付金の受領者を指定することができます。

## 7. 債権譲渡の禁止

申請者は、すまい給付金の申請を行う事により発生する基金管理団体に対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

## 8. 代理受領の申請手続き

申請者は、すまい給付金の申請を代理受領者に委託しなければいけません。代理受領特約を締結した申請者が、特約解除合意書の提出なく、自ら申請を行った場合、当該申請は無効とします。

代理受領者は、申請書類の提出から給付金の交付が完了するまでの間、当該申請に係る申請者と同等の義務及び責任を負います。また、給付金交付後も、当該申請について事務局等が行い調査(第13項)、給付金の返還(第15項)に協力を行う義務を負います。

申請者は、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければいけません。

## 9. 給付金の申請期限

申請者及びその代理受領者(以下「申請者等」という。)は、事務局等が認める場合を除き、申請対象住宅が申請者へ引渡された日から原則1年を経過するまでの間(延長されている場合を除く)に申請書類を事務局に提出しなければいけません。

## 10. 申請の変更、取り下げ及び無効

申請者は、申請書類の提出から代理受領者が給付金を代理受領するまでの間、当該申請書に記載する内容(以下「申請情報」という。)のうち代理受領者の代理受領(代理受領特約において取り決めた申請対象住宅への入居や所有権の持分割合等)と事務局からの申請者への連絡に係る情報(住所、電話番号等)に変更が生じた場合、速やかに代理受領者に連絡しなければいけません。

代理受領者は、申請書類の提出から給付金を代理受領するまでの間、当該申請情報に変更が生じた場合は給付申請を取り下げする場合、速やかに事務局に連絡し、その指示に従わなければいけません。

申請者等が、本項に規定する連絡を怠ったことにより、事務局等による申請に係る審査ができない場合、事務局等は当該申請者の申請を無効とすることができます。

申請情報の変更、申請の取り下げまたは申請が無効とされたことによって生じた申請者等の不利益に対し、事務局等は、事務局等の故意または重過失に起因する場合を除き、申請者等に対して一切の責任を負いません。

## 11. 給付申請の受け・返却の不可

事務局は、事務局から申請受付業務を委託された者(申請窓口)への申請書類の

提出により申請を受付けます。事務局は、代理受領者から申請書類の提出を受けた場合、当該申請の給付要件に対する不備・不足を確認し、不備・不足がない場合は、事務局の審査システムに申請情報を登録します。当該登録をもって申請受付の完了とし、申請受付を完了した申請については、給付金額算出後に、事務局から申請者等に對しその旨を通知します。

申請書類に不備・不足がある場合、事務局は申請者等に對して不備・不足に関する通知や連絡を行います。なお、事務局は、不備・不足がある申請について、申請受付を行わない場合があります。

また、事務局等は、申請受付を完了した申請書類及びその他の書類については、いかなる理由があつても返却を行いません。

## 12. 申請情報の訂正

事務局は、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であつて、その誤りが軽微なものであることが判明した場合、その誤りについて「事務局による訂正」及び「申請者等に対する記載内容の変更指示」を行う権利を有します。事務局は訂正した情報について、申請者等に通知を行います。

## 13. 申請対象住宅の調査等

事務局等は、本事業の適正な実施を図るために、申請者等に對して、必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、申請対象住宅に係る不動産登記内容や申請者の申請対象住宅への居住状況など申請対象住宅への立入りを含めた現地確認の調査及び申請対象住宅の取得時に利用した住宅ローンの貸出先金融機関への確認(以下「調査等」という。)についての協力を依頼する場合があります。申請者等はこれらの調査等に協力しなければいけません。

## 14. 申請資格の剥奪

事務局等は、申請者等が以下の行為を行うかまたは行おうとした場合、または調査等によって給付金の交付対象とならないことが確認された場合、当該申請者から受けた申請を無効とし、また、当該申請者の将来における申請の受け付け及び当該代理受領者からの代理受領申請を拒否することができます。

- ①:申請者が申請対象住宅に居住しない等代理受領特約に規定する事項等について虚偽その他の不正な手段によって給付申請を行い、給付金の交付を受けた場合
- ②:事務局等が行う調査等に協力しなかった場合
- ③:住まいの復興給付金など、主として消費税率の引上げに伴う住宅取得に係る負担軽減を図る国庫補助を財源とする他の補助事業と重複して給付金の交付を受けたまたは受けようとしている場合
- ④:実施要領、事務局等が作成した規約または事務局等が行った告知・発表等において認められていない行為をした場合
- ⑤:その他、本同意事項の規定に違反する等、事務局等との信頼関係を損なうと事務局等が判断した場合

## 15. 給付金の返還

事務局等は、既に給付金を交付した申請であっても、前項に規定する事由により給付申請が無効とされた場合、申請者に對して交付済みの給付金相当額について返還を求めることができるものとします。返還を求められた場合、申請者は返還しなければいけません。

申請者が返還を求められた場合、代理受領者は、申請者が返還するよう事務局に協力しなければいけません。

なお、事務局等は返還を求めるに際し、当該給付金を交付した日から返還の日までの日数に応じて、当該給付金(その一部を返還した場合におけるその後の期間についても、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を求めるることができます。

## 16. 免責

事務局等は、代理受領者その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。また、代理受領者によるすまい給付金の代理受領について、申請者及びその他の者から異議申立てがあった場合、事務局等は代理受領者への当該すまい給付金の支払いを停止することができます。

また、事務局及び事務局から申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(申請窓口における受領時点をいう。)以前に生じた申請書類の紛失等の事故について、事務局等はその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者等の損失に對していかなる義務も負いません。

## 17. 個人情報の管理

事務局等は、事務局等の運営にあたり、申請者等から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。事務局等は本事業を通じて取得した情報を給付金の交付から5年間保存し、本事業の目的の範囲内で、個人属性について統計的に処理したデータを公表することができます。

また、事務局等は、国が第14項③の確認のために行う調査や事業に對して、本事業を通じて取得した情報を提供し、その確認作業を情報の提供先と共同して行なっています。

## 18. 専属的合意管轄裁判所

本同意事項に基づく給付金の申請に關して、申請者等と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 19. 事業の内容変更・終了

事務局は、国または基金管理団体との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者等に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等が事務局等の故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。申請者等は、本同意事項の変更に關しては、事務局等がすまい給付金に關する事務局のウェブサイト及びその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承諾したものとみなします。

- 給付申請から給付金の交付までには一定の手続期間を要します。手続期間は給付申請の受付状況等により変わります。
- 事務局等は、給付金の交付に係る振込みの遅延、その他事由によって生じたかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- 申請に關して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。
- 代理受領する申請者のすまい給付金は、代理受領者にとって売上に相当するため、法人税等の課税対象となります。
- 申請者及び代理受領者が申請書に記名・押印し事務局に提出することにより、本同意事項に同意したこととなります。

## 注意事項